

2020年(令和2年)5月26日

市内 保育施設利用保護者 各位

逗子市教育委員会 教育部

緊急事態宣言解除後の登園について(おしらせ)

新型コロナウイルスの感染防止にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。
新たな陽性者の減少により、緊急事態宣言が解除されましたので6月1日以降の登園についてご協力のお願いを申し上げます。

保育園のご利用について改めて確認いたします。

*緊急事態宣言にかかわらず、利用のルールはお守りください。

- ・保護者全員が勤務している日にご利用することができます。
- ・利用できる時間は、勤務時間プラス通勤時間となります。

*長期間登園を控えていたお子さん(3月以前からの在園児)について

急に長時間お預かりをすると、お子さんへの負担が大変大きくなり、重大な事故につながる可能性があります。

- ・0、1歳クラスに在籍の方は、ならし保育の必要の有無について園と相談してください。
- ・その他のクラスのお子さんについても、気がかりなことがありましたら、園と必ず相談してください。

*4月以降新たに入園されたお子さんについて

- ・保護者の就労時期に合わせた、ならし保育のスケジュールを保育園と相談してください。

○保育料の減免について

- ・緊急事態宣言の解除により、6月1日以降は減免の対象にはなりませんので、ご理解ください。

○ご利用上の注意

*お子さんの体調について

登園前に必ず検温をしてください。

お預かり後発熱等があった場合は速やかにお迎えに来てください。

微熱や呼吸器症状(咳や息苦しさなど)がある場合は、登園を控え、経過観察や受診など適切に対応してください。

*保護者の方もこのような症状がある場合、送迎はご遠慮ください。